

**【科目情報】**

授業コード	1FCB616010	科目ナンバリング	FCALAW84016-J2
授業科目名	経済法演習		
担当教員氏名	渕川 和彦		
開講年度・学期	2022年度後期	曜日・時限	木曜3限
授業形態	演習		
単位数	2単位		

**【シラバス情報】**

授業概要	本演習では、ロースクールにおける経済法に関する他の講義などにおいて学修した知識を習得済みであることを前提として、独禁法上の諸論点について詳しく検討を行う。本演習では、ロースクールにおける経済法1及び経済法2の講義又はこれから得られることが期待されるものと同等の独禁法にかかる知識を習得していることを前提として、不当な取引制限（ハードコア・カルテル及び非ハードコア・カルテル）、事業者団体規制を中心とした独禁法上の諸論点について、独禁法上の先例について学び、具体的な事例の検討を通じて、実践的な経済法の諸問題について取り扱う。
到達目標	本演習では、ロースクールにおける経済法講義あるいはそれと同等の経済法にかかる知識を習得していること、経済法1及び経済法2を履修済みであることを前提として、独禁法上の諸論点について詳しく検討を行う。本演習では、不当な取引制限（ハードコア・カルテル及び非ハードコア・カルテル）、事業者団体規制を中心とした独禁法上の諸論点について、基礎的な知識と先例を理解した上で、不当な取引制限（ハードコア・カルテル及び非ハードコア・カルテル）、事業者団体規制の具体的な事例の検討を通じて、独禁法上の諸論点について、説明できるようになることを目標とする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	不当な取引制限におけるハードコアカルテル規制：基礎（1）	ハードコアカルテル規制の主要な判例・審決を取り扱い検討する。（例：石油カルテル刑事案件等）
第2回	不当な取引制限におけるハードコアカルテル規制：基礎（2）	ハードコアカルテル規制の主要な判例・審決を取り扱い検討する。（例：種苗カルテル事件等）
第3回	不当な取引制限におけるハードコアカルテル規制：基礎（3）	ハードコアカルテル規制の主要な判例・審決を取り扱い検討する。（例：シール談合刑事案件等）
第4回	不当な取引制限におけるハードコアカルテル規制：応用（1）	ハードコアカルテル規制の検討（○）。課徴金等のエンフォースメントについても取り扱う。
第5回	不当な取引制限におけるハードコアカルテル規制：応用（2）	ハードコアカルテル規制の検討（○）。課徴金等のエンフォースメントについても取り扱う。
第6回	非ハードコアカルテル規制：基礎（1）	非ハードコアカルテル規制の主要な判例・審決を取り扱い検討する。（例：共同生産、相互OEM供給等）
第7回	非ハードコアカルテル規制：基礎（2）	非ハードコアカルテル規制の主要な判例・審決を取り扱い検討する。（例：共同調達に関する事前相談事例、日本油脂等）

第8回	非ハードコアカルテル規制：応用（1）	非ハードコアカルテル事例の解析を行う（○）
第9回	非ハードコアカルテル規制：応用（2）	非ハードコアカルテル事例の解析を行う（○）
第10回	事業者団体規制：基礎（1）	事業者団体規制の主要な判例・審決を取り扱い検討する。（例：日本遊戯銃協同組合事件、観音寺市三豊郡医師会事件等）
第11回	事業者団体規制：基礎（2）	事業者団体規制の主要な判例・審決を取り扱い検討する。（例：日本冷蔵倉庫協会事件、大阪バス協会事件等）
第12回	事業者団体規制：応用（1）	事業者団体規制の検討（○）
第13回	事業者団体規制：応用（2）	事業者団体規制の検討（○）
第14回	独禁法・総合（1）	発展的な独禁法事例の検討（○）
第15回	独禁法・総合（2）	発展的な独禁法事例の検討（○）
第16回	期末試験	

<b>成績評価方法</b>	絶対評価 レポートを30%（上記「事前・事後学習の内容」において「○」が付されている時期に実施する。具体的な事例の解析を内容とする。）、期末試験を50%、平常点（講義における議論への参加状況および理解度チェック課題）を20%として評価する。
<b>履修上の注意</b>	経済法1及び経済法2を履修済みであること
<b>教科書</b>	金井貴嗣ほか編著『独占禁止法』（弘文堂、第6版2018年）、川瀬昇ほか編著『論点解析経済法』（商事法務、第2版、2016年）及び金井貴嗣ほか編著『経済法判例・審決百選』（有斐閣、第2版、2017年）を用いる。
<b>参考文献</b>	金井貴嗣・川瀬昇・泉水文雄編著『ケースブック独占禁止法』（弘文堂、第4版、2019）
<b>その他</b>	